

「令和 8 年度県南広域振興局子どもの学習・生活支援事業」
委託業務

企画コンペ実施要領

令和 8 年 5 月

岩手県県南広域振興局保健福祉環境部

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度県南広域振興局子どもの学習・生活支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

1 本業務の概要

- (1) **業務件名及び数量** 令和8年度県南広域振興局子どもの学習・生活支援事業実施業務一式
- (2) **業務の仕様等** 資料2「業務仕様書」のとおり
- (3) **委託期間** 委託契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- (4) **委託予定額** 4,518千円以内（税込）
ただし、上限額での契約を保証するものではないこと。

2 コンペ参加者の資格に関する事項

本業務に関するコンペ参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件全てを満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- ① 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※なお、県は、役員等が暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- ⑥ 企画提案参加申込書提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- ⑦ ⑥に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- ⑧ 単独で企画提案したコンペ参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) **提出及び問合せ先**
岩手県県南広域振興局保健福祉環境部

所在地 〒023-0053 岩手県奥州市水沢大手町5丁目5番地
電話 0197-22-2862
FAX 0197-48-2428
電子メールアドレス BD0003@pref.iwate.jp

(2) 企画コンペ説明会

企画コンペ説明会は行わない。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式5 実施要領等に関する質問票】により次のとおり受け付けること。

- ア 受付期間 **令和8年5月15日（金）午後5時まで**
- イ 受付場所 上記「(1) 提出及び問合せ先」に同じ。
- ウ 提出方法 原則として電子メール又はFAXによる。
- エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページ上に随時掲載する。
- オ 回答期日 令和8年5月25日（月）を最終の回答期日とする。

(4) 企画提案書等の提出（必須）

コンペ参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

- ① **様式1 企画提案参加申込書**
- ② **様式2 企画提案書**（正本1部、副本6部）
- ③ **様式3 企画提案参加資格に係る宣誓書**
- ④ **様式4 団体概要・実務実績書**（代替資料での提出可）
- ⑤ **直近の決算確定済みの事業年度の決算状況**（任意様式）
- ⑥ **定款又はこれに代わるものの写し**（任意様式）
- ⑦ **参考見積書**（任意様式）
- ⑧ その他参考となる資料

イ 提出期限

令和8年6月1日（月）【必着】

ウ 提出先及び提出方法

上記「(1)提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。

- ・持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等在中」の旨を朱書きし、期日までに必着のこと。

エ 留意事項

- ・コンペ参加者1者につき1提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・提案に係る費用の総額は、上記「1 本業務の概要」(4)の委託予定額を超えないものとする。

(5) 企画提案書が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案書は、これを無効とすること。

- ア 参加資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した提案
- ウ 委託契約額の上限を超える提案
- エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、

- 第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された提案
- キ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(6) 企画コンペへの不参加

企画提案書等を提出した者が、企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合には、**【様式 6 企画コンペ参加辞退届】**を、上記「(1)提出及び問合せ先」まで持参又は郵送の方法により申し出ること。

4 受託候補者の選定方法等について

(1) 受託候補者の選定方法

コンペ参加者の企画提案の審査は、**【資料 3 企画提案審査要領】**（以下「審査要領」という。）に基づき、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行うものとする。

(2) 選考委員会の開催

- ① 開催日時（予定）
令和 8 年 6 月中旬（別途通知）
- ② 開催場所（予定）
県南広域振興局奥州地区合同庁舎又は分庁舎の会議室
- ③ 開催方法等
 - ・ 審査は、コンペ参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。
 - ・ ビデオ・プロジェクター等の機材を使用する場合は事前に申し出ることとし、この場合の機材は参加者の持ち込みを原則とする。
 - ・ プレゼンテーションの時間は、1 者あたり 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）とする。

(3) 受託候補者の決定

- ① 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第 1 順位の受託候補者を決定する。
- ② 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ③ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項について

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を県ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペの確保について

- (1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他留意事項

- (1) コンペ参加者が県に提出した書類は返却しないこと。
- (2) 企画提案書の提出及び企画提案選定委員会等の参加等に要する経費は全て提案者が負担するものとする。